

2015年第2回定例会 一般質問と答弁

2015年6月18日

日本共産党港区議員団 熊田ちづ子

1. 投票率の改善について
2. 防災対策、防災無線の難聴地域の解消について
3. 特別養護老人ホームの前倒し建設について
4. 高齢者の住まいの確保について
5. 保育園問題について
6. 緊急暫定保育施設を区立保育園にすることについて
7. AED（自動対外式除細動器）の設置について
8. 学校図書館への司書配置について

2015年 第2回定例会において日本共産党議員団の一員として質問します。

最初の質問は、投票率の改善についてです。

先に行われた区議会議員選挙の投票率は36,02%で、前回はわずかながら上回ったとはいえ、東京の全選挙区で最低でした。とくに20～30歳代の投票率が低いことは今後の港区を支えていく若者の区政への参加のみならず、民主主義の発展にとっても憂うべき事態です。

国会では選挙権を18歳からにする「公職選挙法改定案」が可決され、来年の参院選挙から実施されます。

23区で最も投票率の高かった文京区では、本物の投票箱を使った小・中学校での模擬投票などの啓発活動が行われています。小・中学生が選挙に関心を持つことは、選挙権年齢の引き下げられようとしている中で、自らも近い将来の選挙に参加するとともに、若い保護者に影響を与えることになります。

小・中学校での模擬投票は、区としても取り組んでいます。すべての小・中学校で実施すべきです。答弁を求めます。

また、投票所を身近なところに設置して、投票しやすくしてほしいとの要望が寄せられています。これまでも質問で取り上げたように、赤羽小学校は坂の上にあるため、足の悪い人にとっては大変なので保健所も新たな投票所にすることや北青山1丁目などの地域は、近くの青山中学校を新たな投票所とすることを要望しました。

今度の区議選では、芝浦2丁目の住民から、「立派なパーク芝浦があるのに横目にしながら、これまでより、遠くて狭い投票所になった」、芝浦1丁目の方からは「目の前にパーク芝浦がありながら、反対方向の投票所に行かなければならない。などの声が寄せられました。

投票所を増やすことを含め、有権者ができるだけ近くで投票できるよう改善を図るべきです。答弁を求めます。

【教育長答弁】

最初に、小・中学校で模擬投票を実施することについてのお尋ねです。

現在、小学校6校において社会科の時間に、全中学校においては、生徒会役

員選挙の際に、区の選挙管理委員会の協力を得て、実際の選挙さながらの模擬投票を行っており、投票行動を通して、自分の考えを示すことの重要性を学ぶ、なくてはならない機会としております。

今後は、模擬投票の取組を未実施校にも広げるなど、小中学生の選挙への関心を高めるような実践的な取組を充実してまいります。

【選挙管理委員会委員長答弁】

投票環境の整備についてのお尋ねです。

現在、港区選挙管理委員会では41か所の投票所で選挙を執行管理しております。

国政・地方選挙を通じて投票率が低下傾向にあるなか、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、引き続き重要な課題と捉えています。

ご指摘の地域を含め、投票区域の変更につきましては、有権者数、地理的条件など総合的に利便性、投票率向上などの観点から、投票所の増設を含め、選挙管理委員会で慎重に検討してまいります。

防災対策、防災無線の難聴地域の解消についてです。

震度5強の地震や火山の爆発など、自然災害が頻発しています。災害時の対応として情報の提供のあり方が問題になっています。これまでも港区の防災無線は、音が大きすぎる、音が割れる、ビルに反響して何を放送しているか聞こえないという声が多く、なかなか改善されていません。

中央区は「緊急告知ラジオ」を活用し区からの緊急情報提供を行っております。

1台1,000円で一世帯あたり2台まで購入可能とのこと。

通常は、(中央FM、AMラジオ4波、FMラジオ1波)ラジオとして利用できます。電源プラグをコンセントに差し込んでおけば、自動的にスイッチが入り緊急情報を知らせるランプの点滅とともに災害情報が最大音量で流れるしくみです。充電式の電池が内蔵されているので停電時でも使用が可能です。

6月12日付けの日経新聞でも、防災行政無線の内容を家の中で直接確認できる仕組みを東京都内の自治体が相次ぎ導入し始めたと各区の取り組みを紹介しています。

港区も災害時の区民への情報伝達手段としてさまざまな取り組み(12種類)を実施しています。防災情報メールの登録者数は10,633人。防災アプリのダウンロード者数は5,740件と普及は進んでいません。誰にでも緊急時の情報が早期にまた正確に伝わるよう改善を急ぐべきです。答弁を求めます。

防災行政無線の内容確認の電話については利用回線を5回線から30回線に増やして対応していますが、電話番号が身近にあることが利用促進につながります。電話機や自宅ですぐ目につきやすい場所にはれるよう工夫すべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

最初に、防災対策、防災行政無線の難聴地域の解消についてのお尋ねです。

まず、緊急時の情報伝達についてです。

防災行政無線が高層建築物への音の反響や交通騒音等により放送内容が聞こえにくい地域があり、引き続き、対策を進めていく必要があります。

区は、これまでも防災情報メールやホームページなどを活用し、防災行政無

線の難聴対策を講じてきましたが、現在、ケーブルテレビ回線を使用して、室内で防災行政無線を聞くことができる仕組みについて、事業者と検討を進めております。

次に、防災行政無線の内容確認についてのお尋ねです。

区では、区民の皆さんへ、防災行政無線の放送内容を電話で確認できることを、ホームページや広報みなどでお知らせをしております。

また、防災課で作成している封筒には、放送内容を確認するための電話番号を掲載しております。

今年度は、放送内容を確認するための電話番号を記載したシールを作成し、防災課や各地区総合支所の窓口、また、地域の事業等で希望される方に配布するなど、様々な方法で周知に取り組んでまいります。

特別養護老人ホームの前倒し建設についてです。

2015年1月末の特養ホームの申込者は408名で、毎回400人を超える方が申し込んでいます。特養ホームの建設を求める私たちの質問に、区長は「介護度の高い方はほぼ1年以内には入所できるようになった」と答弁をしています。

申し込みをされている方の多くは要介護状態になってからの時間が長く、自宅での介護を長年行った結果、介護者の高齢化や自宅介護の限界を感じて、悩んだ末に申し込みをされる方がほとんどです。そういう方にとっての1年は非常に長い時間になります。

基本計画の後期計画で特養ホームの計画が盛り込まれました。先ほど紹介したように、区民の需要に応えるようにできるだけ前倒しで建設すべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、特別養護老人ホームの前倒し建設についてのお尋ねです。

区は、今後の要介護認定者数の増加を見込み、南麻布四丁目用地において、定員100名の特別養護老人ホームを、港区基本計画の期間の後期に当たる平成30年度から32年度までの間に開設する計画としております。

現在、施設整備に向けて、今年度中に事業者公募ができるように取り組んでおります。

区は、港区基本計画に基づき、特別養護老人ホームの整備を着実に進めてまいります。

高齢者の住まいの確保についてです。

民間団体が行った調査で、東京含む東京圏では、団塊の世代が75才以上となる2025年には、介護需要が現在に比べ45%増え、172万人になるとの試算を発表しました。一方で東京圏は医療・介護の受け入れ能力が全国平均よりも低く「患者のたらい回し」や「介護施設の奪い合い」が起こる可能性が高いと警鐘を鳴らしています。今でも介護を必要としている高齢者や一人暮らし高齢者が暮らせる住まいが圧倒的に少なく、行き場のない高齢者の問題は社

会問題となっています。介護保険制度の整備も追いつかないために、制度外のホームや施設を利用しなければならない状況です。

北区では高齢者マンションで「無届けの有料老人ホーム」として拘束介護が常態化している問題が明るみに出ました。また、川崎市の簡易宿泊所の火災では10人の方が犠牲になりました。この施設も一人暮らしの高齢者が多く利用していました。

港区の生活保護受給者の高齢者の施設入居者を見ると2015年5月末で区内施設利用者21人に対して区外の施設使用者は115名で圧倒的多数の方は区外の施設を利用しなければなりません。私の知人も立ち退きのため、職員に区外施設を勧められています。どうしても生まれ育った港区を出たくない、公営住宅に申し込んで当たるのを待っています。住み慣れた港区で住み続けられるためにも、行き場のない高齢者を作らないためにも高齢者の住まいの整備が急がれます。

- ① 特養ホームの建設計画を早急に作ること
- ② 高齢者集合住宅の建設計画を作ること
- ③ 現在建築中のサービス付き高齢者住宅は低所得者も入居できるような家賃設定とすること

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、高齢者の住まいの確保についてのお尋ねです。

まず、特別養護老人ホームの建設計画の作成についてです。

区は、これまで特別養護老人ホームを区内に8施設、711床を計画的に整

備し、本年5月には「特別養護老人ホームありすの杜きこの南麻布」において、18床を増床しました。さらに、今後、南麻布四丁目に定員100名の特別養護老人ホームを整備をしてまいります。

区は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるように、特別養護老人ホームの整備を港区基本計画に基づき、着実に進めてまいります。

次に、高齢者集合住宅の建設計画の策定についてのお尋ねです。

区は、安否確認・生活相談に加え、食事の提供がされることで、入居者の健康維持や家事などの負担軽減を図ることができるサービス付き高齢者向け住宅や認知症高齢者グループホームの整備を推進しております。

現在、区営住宅シティハイツ六本木の改築に併せ、平成29年度にサービス付き高齢者向け住宅30戸の建設を進めております。また、認知症高齢者グループホームについては、今後、区内2箇所を整備する予定です。

区は、高齢者集合住宅を建設する計画は予定はありませんが、今後も、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう多様な住まいの確保に努めてまいります。

次に、サービス付き高齢者向け住宅の家賃設定についてのお尋ねです。

区は、平成29年度に竣工予定の区営住宅シティハイツ六本木の改築にあわせ、サービス付き高齢者向け住宅を整備をいたします。

本施設の家賃設定については、平成28年度に行合う予定の事業者募集に向けて、今年度近傍同種住宅の家賃調査を行い、結果を踏まえて検討してまいります。

保育園問題についてです。

待機児童解消に取り組んだ結果、待機児童は少しずつ改善してきていますが、それでも今年の4月、認可保育園を希望して入れなかった児童は529人でした。そのうち0, 1, 2歳児が351人です。

4月に待機児童が出るということは、年度途中での入園は更に難しくなります。この間待機児童解消のために私立の認可保育園を多く誘致したことで、園庭のない保育園やプール遊び場所のない園が多く、公立の保育園との保育環境の格差が新たな問題となりました。

現在改築中の「しばうら保育園」（2015年10月開設）の後は、計画がありません。長時間過ごす子ども達のためにも、待機児童解消は保育環境の整った公立の認可保育園とすべきです。答弁を求めます。

現在運営している私立認可保育園の遊び場やプール遊び場の確保については、施設任せにせず区施設の利用など支援をすべきです。答弁を求めます。

緊急暫定保育室利用の保護者（有志）から運営に関する要望が区に提出され、私たち議員にも配布されました。

保護者からの指摘を受けて区が行った調査でも保育士の数が定員に対して1歳児クラスで4名。2歳児クラスで3名不足し、応援職員や保育士資格のない職員で対応している状況が明らかになっています。

昨年度は1年間で非常勤職員も含め12名の職員が退職しています。本当に驚

くべき実態です。

新年度がスタートしたばかりで、このような状況では保護者が不安に思うのは当然です。区が責任を持って以下の点に取り組むこと。

- ① 今回の保護者からの指摘を真摯に受けとめて早急な改善に取り組むこと
- ② 何よりも子どもの安全を守るために保育士の体制を早急に整えること。
- ③ 保育士が安心して働けるよう労働環境の改善に取り組むこと。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、保育園についてのお尋ねです。

まず、待機児童の解消は公立の認可保育園とすべきことについてです。

区はこれまでも、早期に待機児童を解消するため、区立認可保育園や私立認可保育園、緊急暫定保育施設などを開設して、保育定員の拡大を図ってまいりました。

区立認可保育園の整備につきましては、保育需要の動向等を踏まえ、区の保育行政の全体のあり方を整理する中で、検討してまいります。

次に、私立認可保育園の遊び場や、プール遊びの場の確保についてのお尋ねです。

区は、私立認可保育園全園への利用希望調査を行い、プール遊びの場所の確保策として、近隣の区立認可保育園や緊急暫定保育施設と合同で実施をするほか、児童館や緊急暫定学童クラブ、公園、小学校、幼稚園、みなとパーク芝浦などの区有施設を利用できるようにいたしました。

この取組によりまして、昨年度に比べまして新たに17園で区有施設を活用

し、プール遊びを行っていただくこととなります。

また、外遊びの場所の確保につきましても、公園の利用状況を踏まえ、利用のルールづくりなどを進めることで、保育環境の更なる充実に向けて支援をしてまいります。

次に、保護者からの指摘を受けとめた改善についてのお尋ねです。

区では、緊急暫定保育施設の保護者からの保育士の人数についてのご指摘を踏まえ、直ちに施設に出向き、実態調査を行うとともに、早期に保育士を確保するよう、運営事業者に対して指導いたしました。

また、区は、施設で行われた保護者説明会にも同席し、保護者の方々から寄せられたご意見に対して、丁寧な説明を行っております。

保護者の方々からのご意見を踏まえて、より安全・安心な施設にしてまいります。

次に、保育士の体制を整えることについてのお尋ねです。

区は、引き続き、運営事業者に対して、保育士を基準どおりに配置して、施設の運営を行うよう指導してまいります。

次に、保育士の労働環境の改善についてのお尋ねです。

区は、運営事業者に対して、労働基準法等の関係法令を遵守することを義務付けており、基準に基づき適切に運営しているか確認し、指導・監督をしております。

区は、現在行っている保育内容の巡回指導に、保育士の配置や勤務条件、人材育成などの労働環境を含めた運営面に対する確認・指導を新たに加えること

といたしました。保護者の方々が安心してお子さんを預けることができる施設となるよう指導してまいります。

緊急暫定保育施設を区立保育園にすることについてです。

緊急暫定保育室の認可化についてはこれまでもたびたび取り上げてきました。他会派からも認可化を求める質問がされています。待機児解消に大きな役割を果たしており今後も重要な役割を担うこととなります。しかし先ほども取り上げたように、緊急暫定保育室は委託期間が5年なので、保護者にとっても保育士にとっても、不安がつきまっています。保育士とすれば安定した職場を選択したいと思うのは当然です。そのことが職員が定着しない原因の一つになっています。

区長は緊急暫定保育室のあり方については「継続や認可化について検討をする」と答弁しています。早急な検討を開始し、保育の質の確保・保育士の安定した職場を確保する上でも条件の整っている保育室から公立保育園とすべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、緊急暫定保育施設を区立保育園にすることについてのお尋ねです。

緊急暫定保育施設は、区立認可保育園を新設するまでの間、定員拡大を先取りする形で開設した施設と、早期に待機児童を解消するため、期限を設けて開設をした施設です。

緊急暫定保育施設のあり方につきましてはこうした設置の経緯を踏まえ、保育需要の動向を見極め、待機児童対策としての認可化や継続なども含めて、今年度中を目途に検討を進めております。

AED（自動対外式除細動器）の設置についてです。

私たちの提案で、区の施設に設置しているAEDの設置場所が分かるように改善されました。

処置が1分遅れるごとに10%延命率が下がると言われ、できるだけ早く電気ショックを行えば救命率も、その後の社会復帰も向上するとのこと。

港区は公共施設を中心に積極的に設置をすすめています。命を救うためには、身近な所にあることが大事です。

① 24時間開いているコンビニやガソリンスタンドなどに区の責任で設置を要請すること。

② AEDの普及が進んでいる一方、実際にAEDが使われるのは、全国的に3%程度と言われます。子どもの時から救急救命、AEDの活用ができる環境づくりが必要です。

小学校高学年、中学生には、定期的に救急救命講習を行うこと。

③ AED設置場所が体育館や校庭から離れている学校は、一か所でなく、必要な台数を設置すること。併せて、移動教室や部活の対外試合などに携帯できるAEDを用意すること。

答弁を求めます。

【区長答弁】

最後に、24時間営業している店舗などにAEDの設置を要請することについてのお尋ねです。

区は、平成26年3月に24時間営業の形態の多いコンビニエンスストア運営会社に対しAEDの設置協力を要請し、平成27年4月1日時点で2か所のコンビニエンスストアの設置を確認をしております。また、区がAEDマップを作成し公開してから設置台数は年々増加し、マップ上AEDが24時間利用できる施設は交番や区有施設を含め、現在128か所あり、区のホームページで公開をしております。今後これらの施設に対し、外部の方にも分かりやすい表示について協力を求めてまいります。

また今年度、改めて設置状況を調査する中で、コンビニエンスストア等における設置状況を把握するとともに、引き続き事業者に設置の協力を要請をしております。

【教育長答弁】

次に、AEDの設置についてのお尋ねです。

まず、小・中学生に救急救命講習を行うことについてです。

区では、地域の安全・安心を支える自助・共助の資質・能力を備えた中学生の育成を目指し、全ての区立中学生に対して、AEDを使用した救急救命講習を必ず受講させています。

小学校においては、今年度は18校中7校が実施することにしております。

今後は、地域やPTAが主体となって行う防災訓練等において、より多くの小中学生がAEDの講習を経験できるよう、関係諸機関に働きかけてまいります。

次に、必要に応じた台数の設置と携帯用AEDの配備についてのお尋ねです。

区立小・中学校のAEDについては、1施設1台を基本として設置しております。

一方、設置場所から体育館や校庭が離れている場合や、体育館やプール等の運動施設と校舎の開放時間が異なる場合は、校舎とは別に体育館やプールにもAEDを設置するなど、複数台を設置している学校もあります。

校外の活動用に携帯できるAEDの配備につきましては、その性能や使い勝手、他自治体での活用例なども参考としながら、引き続き検討してまいります。

学校図書館への司書配置についてです。

リーディングアドバイザースタッフ（RAS）は、良書に巡り会えるよう援助をする大事な役割を果たしており、本の貸し出し数が増えるなど、児童・生徒の読書習慣の定着に成果を上げてきました。私たちは、施設や児童数に見合った人数の配置や職員待遇とすることなどを繰り返し求めてきました。しかし、RASの配置については「利用の多い時期に配慮して、複数配置する」としたものの、有償ボランティアとの位置づけは変えていません。

児童・生徒の読書習慣のいっそうの定着と、学習意欲の向上を図っていくうえでは、学校司書の配置が必要です。

杉並区では2009～2012年にかけて全校に専任の司書を配置した結果飛躍的に貸し出し数が増加したそうです。

現在、司書資格を持っている人は、小学校は40名中9名、司書教諭の資格

を持っている人は5名です。中学校では18名中4名、司書教諭は5名です。

すべての小・中学校に常勤の専任司書を配置すべきです。そのため、司書資格を持つRASについては常勤職員とすること。司書資格のないRASについては、資格取得への支援をすべきです。 答弁を求めます。

【教育長答弁】

最後に、学校図書館への司書配置についてのお尋ねです。

平成27年4月1日に施行された改正学校図書館法で新たに規定された学校司書につきましては、法の附則において、法施行後、国が「新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされています。

今後、国の検討結果を踏まえ、本区の学校司書のあり方について検討してまいります。その中でリーディングアドバイザースタッフの任用形態や支援の方法についても併せて検討してまいります。